

金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室 御中

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

ファックス：03-3506-6236

「銀行の電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する内閣府令等（案）」に対する意見提出の件

平成29年6月12日

一般社団法人FinTech協会

API・セキュリティ分科会

提出者の概要

名称：一般社団法人FinTech協会 セキュリティAPI分科会

業種：オープンイノベーションを促進させ、FinTech市場の活性化及び世界の金融業界における日本のプレゼンスに貢献することを目的として設立された一般社団法人（セキュリティAPI分科会は、そのうち本内閣府令に関する検討を含む活動を行う分科会である）

連絡先：住所：東京都港区青山一丁目15番41号 QCcube 南青山115ビル3階

電子メールアドレス：ykimura@freee.co.jp（木村康宏：FinTech協会理事）

takafumi.ochiai@aplaws.jp（落合孝文：FinTech協会分科会事務局長）、

kenichi.tanizaki@aplaws.jp（谷崎研一：FinTech協会事務局）

次葉以下のとおり、当協会の意見を提出いたします。

【当協会の意見】

内閣府令案	意見	
第2条第1号	銀行のAPI提供にあたっては参考にもされる、第2条第1号の「基本方針」はどのような理解のもとで策定されるべきか。	
第2条第2号	第2号・第3号の「識別符号等を取得することなく当該銀行に係る電子決済等代行業を営むことが出来る体制」とはオープンAPIの導入を意味すると理解してよいか。	
第2条第2号・第3号	整備完了時期については、おおむね月単位で記載することになると理解しているが、その理解でよいか。	
第2条第2号・第3号	金融庁は、公表した方針の内容及び遵守状況を含め、API公開の現状について、常に把握すべきではないか。	
第2条第2号・第3号	仮にAPI接続を行う旨を表明しておいて、後日、これを行わないこととする場合、あるいは、仮にAPI接続をしない旨を表明しておいて、後日、これを行うこととする場合、すでに公表している基本方針を変更することにより可能という理解で良いか。	
第2条第2号・第3号	「整備の完了を予定する時期」について、具体的な期限を設けなくて、例えば、現在開発中のコア・バンキングに関するシステムの構築完了後速やかに実施する、というような表記は許容されるのか。	
第2条第4号	現状の実務からすると第三者に委託したうえでシステム整備を行うことが多いと推察しているが、この場合、委託したベンダーの名称等については公表の対象となるのか。	

第2条第4号	一旦表明した方針の変更は、改めて変更後の方針を開示すれば認められるという理解で良いか。	
第2条第4号	「システムの構築に関する方針」とはどのような記載を求める趣旨か。	
第2条第6号	金商法の規定で同様の事由が定められる場合に、特段明記されないことが多いと理解しているが、本内閣府令に関して貴庁において具体的に想定している記載事由の例などがあればお示し頂きたい。	
第2条第6号	ベンチャーとしてこのような情報があると連携についてアプローチしやすいので、金商法の例に準じることなく、幅広く情報開示をお願いしたい。特に、重要な情報がアプローチ後に開示されると、スムーズな連携及び協働が阻害される可能性があるため、できる限り、前倒しでお願いしたい。	
第3条	「その他の方法」とはどのような方法を指すのか。例えば行内での掲示や地方誌への掲載等が含まれると解されると、インターネットを通じた開示に比べて「公表」の度合いが落ちることになるので、電磁的な方法による開示をお願いしたい（全国の事業者が接続する可能性があることを考慮して頂きたい。）。	

以 上